

社団法人茨城県観光物産協会の役員等の給与及び
旅費に関する規定

昭和 59年 4月 27日
社団法人茨城県観光物産協会
規 程 第 3 号

(趣旨)

第1条 この規定は、社団法人茨城県観光物産協会（以下「協会」という。）の常勤及び非常勤の役員（以下「役員」という。）顧問の給与並びに旅費に関し必要な事項を定めるものとする。なお、役員が事務局組織規程による職を兼ねた場合においてもこの規程を適用する。

(役員等の定義)

第2条 この規程における役員等の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤役員

協会定款（以下「定款」という。）第12条に規定する役員のうち常勤役員以外のものをいう。

(2) 常勤役員

定款第12条に規定する役員のうち、定款第17条の規定により理事会の議決を経て常勤する役員をいう。

(3) 顧問

定款第18条に規定する顧問をいう。

(給与の種類)

第3条 常勤役員の給与は、報酬、通勤手当及び期末手当とする。退職手当については支給しない。

2 前項の報酬月額額は定款第17条第2項の規定により理事会の議決を経て会長が定めた額とする。

3 第1項の通勤手当の額は、協会事務局員の例によるものとする。

4 第1項の期末手当の額は、理事会の議決を経て会長が定める。

(旅費)

第4条 役員等が協会の用務のため旅行した場合は、協会事務局職員の例により旅費を支給する。この場合の旅費の区分は別表による。

(給与、旅費の支給方法等)

第5条 給与、旅費の支給方法等は、協会事務局員の例による。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和59年4月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年8月8日から施行する。

別 表 旅費の支給区分

区 分	旅 費 の 額
役員及び顧問	茨城県職員の9級及び8級の職務にある者が受ける旅費に相当する額